

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	垂水地区 (垂水)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

市街地近郊にあつて、圃場整備された水田と畑地が入り混じった地区である。水田は、現在、地区内の法人及び地区外の法人及び個人により借り受けられているが、自作者も36名いる。自作者については将来も自作を継続する意向の者は少なく、担い手による借受が求められる。畑地については、近隣の牧場経営者による牧草地としての利用が多いものの、地区内の法人による借受も進んでいる。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水田は水稻の作付が中心である。また、畑地は、耕作者によりさまざまな作付けがなされているが、牧草地としての利用が2.1haある。将来も近隣の牧場が経営を継続する場合は、牧草地として維持していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地権者の離農意向に考慮して、農地バンクを通じて担い手を中心に集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手の経営意向を踏まえ、地権者の同意が得られる場合は農地の大区画化・汎用化等について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、地区外の担い手が耕作していることから、担い手間の連携を図りつつ現状の耕作者による耕作が維持・継続に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③営農拡大により、面積が増加するため、スマート農機等の導入によって作業の効率化を図る  
 ⑨畑の多くを牧場経営者が牧草地として利用しているが、牧場の牛の飼養頭数の減少に伴い牧草地の面積が減少した場合は他の利用を検討する必要がある。